

熊谷市農業委員会  
第5回総会議事録

令和6年12月26日（木）  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第5回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和6年12月26日(木)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和6年12月26日(木)午後2時35分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター2階大会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 44名
- (2) 欠席数 3名

#### 農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	塚田 修	11	出	戸森 貫一
2	出	笛木 清	12	出	森田 豊
3	出	栗原 一森	13	出	千葉 義浩
4	出	坂本 三郎	14	出	関口 裕美
5	出	田中 輝久	15	出	権田 久男
6	出	菊地 修一郎	16	出	夏目 亮一
7	出	吉田 正己	17	出	関根 一三
8	出	福田 和行	18	出	金井 和夫
9	出	西田 茂夫	19	出	大島 正
10	出	水野 薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	笠原 猛
2	出	根岸 勇	16	出	小林 言孝
3	出	名野 博明	17	出	水野 照夫
4	出	伊藤 由行	18	出	小崎 信明
5	出	高橋 文雄	19	出	門叶 和男
6	出	中村 安浩	20	出	長谷川 隼男
7	出	稲村 文男	21	出	村山 努
8	出	井瀬 伝栄	22	出	青木 大輔
9	出	東 幸好	23	出	川田 雄一
10	出	漆原 秋夫	24	欠	原田 知子
11	欠	栗原 加津男	25	出	若山 美奈子
12	出	中島 正樹	26	欠	中川 登美夫
13	出	石平 伸一	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	茂木 秀孝

## 4 議 事

### (1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

### (2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

報告事項(5) 農地改良の届出について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 夏目 亮一

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第5回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。</p>
夏目会長	<p>( 夏目会長挨拶 )</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、夏目会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席は、農業委員は19名中19名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中25名でございます。</p>
議 長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>
	<p>( 議長一任の声あり )</p>
	<p>議長一任の声がありました。</p> <p>それでは、議事録署名委員につきましては、</p> <p>9番 西田委員、</p> <p>10番 水野薫委員 をお願いいたします。</p>
	<p>また、書記には事務局職員を指名します。</p>
	<p>それでは議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第5号 熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について</p>

議 長	<p>以上、5議案です。よろしく御審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は1頁から3頁、議案書資料については1頁から2頁を御覧ください。</p> <p>それでは概要の説明に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、全10件の申請があり、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。</p> <p>全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数等から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>また、議案番号1について補足説明がございます。本件は〇〇〇〇〇〇〇〇に伴う地上権の設定を目的としているため、許可要件として農地法第5条の一時転用許可についても併せて必要とするものです。</p> <p>議案番号1については、先月の第4回総会の議案第6号の議案番号3において既に農地法第5条の一時転用許可の審議をいただいております、許可相当として議決いただきました。</p> <p>現在、埼玉県に進達され補正対応中であるため、本件が許可として議決されれば、5条（一時転用）の補正完了後、許可日の調整を行うことから許可となる見込みです。</p> <p>そのため、本件の許可日は3条の通常許可日ではなく、農地法第5条の一時転用の許可日と同日となります。</p> <p>説明は以上となります。御審議の程、よろしく願います。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議 長	<p>それでは、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。議案番号3については、〇〇〇〇〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>（ 〇〇委員退室 ）</p> <p>それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号3について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>( 〇〇委員 入室 )</p> <p>続きまして、議案番号3以外の案件について審議いたします。議案番号3以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
<p>西田委員</p>	<p>議案番号7について、受人の住所、氏名が空欄となっているが何か理由があるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局の誤りでございます。大変申し訳ございません。議案番号7の受人欄には〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇と御記入くださいますようお願いいたします。</p>
<p>西田委員</p>	<p>重大な誤りと思われるのできちんと対処するようにしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>大変申し訳ございませんでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第1号における議案番号3以外の案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書は4頁から6頁、議案書資料は3頁を御覧ください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請については、全10件となります。内訳としましては、「自己用住宅」が5件、「店舗の敷地拡張」が1件、「資材置場及び表土置場」が1件、「太陽光発電設置用地」が3件となります。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議 長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
塚田委員	<p>議案番号10について、青地ですか、白地ですか。</p>
事務局	<p>白地です。</p>
塚田委員	<p>最近、複数の太陽光業者が青地の農地の所有者に声がけをしていて、承諾をもらったと言いつらしています。事務局にもそういった相談は来ていないでしょうか。</p>
事務局	<p>頻度は高くないものの、太陽光業者から勧誘を受けたがどうすべきか、事業者は信用できるのかなどの相談は来ています。</p>
塚田委員	<p>営農型太陽光で下部の栽培作物は米麦ということなので声がけをしているようなので情報共有をしたいと思います。</p>
議 長	<p>他に質疑等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p>

議 長	次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は7頁を御覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、公共工事に伴う工事用地の一時転用期間の延長の1件のみとなります。当初許可の期間としましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇までの〇年間でございましたが、その期間を〇〇〇〇〇〇〇〇〇まで延長するものです。変更が必要になった理由等につきましては議案書に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
西田委員	2点質問します。公共工事ということですがどういった工事でしょうか。また、解体作業について住民から意見が出たために遅れたとのことですが具体的な内容を把握していれば教えてください。
事務局	公共工事については、水道に関するポンプ施設の建て替えになります。また、住民からの意見の内容については、解体に伴う騒音対策に関することであり、この対応のため工事期間が延長することとなったことです。
西田委員	わかりました。
議 長	他に質疑等ございませんか。
	( なしの声 )
	ほかに質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	( 挙手全員 )
	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

議 長	次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。議案書8頁から28頁、議案書資料4頁を御覧ください。</p> <p>申請件数は147件、285筆、327, 325.00㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませぬ。
議 長	<p>それでは、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号948については、借受人が〇〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>( 〇〇委員 退席 )</p> <p>それでは、議案番号948について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号における議案番号948について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>( 〇〇委員 入室 )</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました議案番号948以外の案件</p>

議 長	<p>について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第4号における議案番号948以外の案件について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書29頁から33頁を御覧ください。</p> <p>議案第5号、熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について御説明いたします。</p> <p>本指針は農業委員会の活動の最も基本となるもので、3年ごとに見直しています。現行の指針は本年4月からとなっておりますが、委員の改選があったことから、確認の意味も含めまして改めて御審議をいただくものです。上程した指針は現行のものと修正点はありません。なお、単年度ごとの目標は、この指針に基づいて別途作成をしています。</p> <p>具体的な目標について説明をいたします。まず、遊休農地について、管内の農地面積については過去の6年間の減少率を反映させております。遊休農地面積については直近の面積を、目標については単年度目標と乖離をしないように算出しています。</p> <p>続いて、集積、集約化についてですが、令和6年4月の集積率をもとに、市が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に即した目標となっております。</p> <p>続いて、新規参入についても、現状値については過去6年間の新規参入者の数字をもとに同様に市の定めた基本構想に即した目標としています。</p> <p>他の文言についての変更等はございません。以上、よろしく御審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>

議 長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>( なしの声 )</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、熊谷市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>( 挙手全員 )</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で全議案の審議が終了いたしました。続きまして、報告事項(1)から(5)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、全て終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>夏目会長、ありがとうございました。 次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【地域計画について、今後のスケジュールについて農業政策課から説明、年末、年始に向けた綱紀粛正について、総会の進め方に係る申し合わせの確認、生産緑地の取得のあっせんについて、最適化活動に係る活動強化月間について、111運動報告書について、大里農業委員会連絡協議会研修会について、農委だより第79号についてを農業委員会事務局から説明】</p> <p>事務局からは以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>【権田委員から利用集積について質問、後日回答。】</p> <p>それでは、閉会の挨拶を田中会長職務代理からお願いします。</p>
田中職務代理	( 田中職務代理挨拶 )
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

次長兼農政係長

主任

主任

佐藤 雅史

滝口 悠太

吉永 剛

令和6年12月26日

熊谷市農業委員会

会 長 夏 目 亮 一

---

署名委員 西 田 茂 夫

---

署名委員 水 野 薫

---